

四日市市告示第672号

四日市市国民健康保険脳ドック補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年12月10日

四日市市長 森 智 広

四日市市国民健康保険脳ドック補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市国民健康保険脳ドック補助金交付要綱（平成20年四日市市告示第109号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第4条関係)

四日市市国民健康保険脳ドック補助金交付申請書

被保険者記号番号			
世帯主名			
利用する	名 前		
被保険者	生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日生	歳
検診医療機関			
検 診 料			円
脳ドック補助金 交付申請金額			円

上記のとおり、脳ドックを受診いたしますので、四日市市国民健康保険脳ドック補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

四日市市長

年 月 日

住 所 四日市市

申 請 者 名 前

電 話

保険料 照 合	完 納	未 納	
------------	--------	--------	--

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年12月2日から適用する。

(健康福祉部保険年金課)